

情個審 第 28 号

平成 27 年 7 月 22 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 8 月 25 日付け管諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「公用車の一元管理に関する文書」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案

（情報公開諮問第 169 号）

（情報公開答申第 143 号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成26年7月4日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求した。

茨城県所有の公用車において他都道府県のナンバー登録しているのはなぜか。しかも、公用車の管理は一元化していない。

2 実施機関の決定及び通知

実施機関は、平成26年7月16日、「公用車の管理は一元化していない。」に係る行政文書については、存在しないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、また、平成26年7月17日、「茨城県所有の公用車において他都道府県のナンバー登録をしているのはなぜか。」に係る行政文書についても、保有していないとして、不開示決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成26年8月15日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、異議申立人意見書及び異議申立人補足意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 公用車の一元管理については、「共用自動車の管理について（昭和53年3月30日付け管第104号茨城県総務部長通知。以下「共用自動車管理要領」という。）」第2条第1項で、自動車は、総務部管財課長が管理すると規定されている。

- (2) 公用車の故障時又は異常時等の日常的な管理に関する規定が不明である。
- (3) 公用車は県の財産であり、その管理方法があいまいであるならば、県の管理能力が問われる。
- (4) 県職員は、地方公務員の立場を理解し、県民に奉仕すべき立場であることを考えるべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書及び諮問庁補足意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 公用車とは、一般に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車であって、県が所有するものをいうが、車両法第48条の規定による定期点検などの日常の管理については、本庁にあっては、事業主管課長、出先機関にあっては、その機関の長（以下併せて「課長等」という。）が行っている。
- 2 公用車を使用する者は、道路交通に係る関係法令を守り、絶えず安全運転に努めつつ、故障又は異常を発見したときは、速やかに課長等に報告しているところである。
- 3 公用車の管理については、特定の課で一元的に管理する手法も考えられるが、本県においては、上記のとおり課長等が行っており、公用車を一元管理していないことから、開示請求に係る行政文書は存在しない。
- 4 よって、開示請求に係る行政文書が存在しないことを理由に行った本件処分は妥当であると判断する。
- 5 異議申立人は、共用自動車管理要領を根拠に管財課長が一元管理をしており、その関係書類が存在すると主張しているものと思料する。
- 6 共用自動車管理要領は、公用車のうち、本庁の集中管理に係る自動車で、管財課が所管している運転手付きの自動車2台、バス3台を「共用自動車」とした上で、その管理、運用について定めたものであって、公用車を一元管理するための要領ではない。

- 7 したがって、実施機関が共用自動車管理要領に基づき、公用車の一元管理を行っているとする異議申立人の主張は否認する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る行政文書について

本件処分に係る行政文書は、公用車を一元的に管理していることがわかる文書（以下「本件行政文書」という。）であると認められる。

実施機関は、公用車を一元管理していないため、本件行政文書は存在しないとしているが、異議申立人は、公用車の一元管理については、共用自動車管理要領で規定されていると主張しているため、以下本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、共用自動車管理要領を見分したところ、当該要領は、管財課が所管している公用車の管理及び運用について定めたものであって、本件行政文書には該当しないと認められる。

また、実施機関の説明によると、公用車は課長等が管理をしていて、一元管理をしていないとのことであり、他に本件行政文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められる。

したがって、本件行政文書は存在しないとして実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成26年	8月	25日	諮問受理
平成26年	10月	9日	諮問庁意見書受理
平成27年	2月	13日	異議申立人意見書受理
平成27年	3月	13日	諮問庁補足意見書受理
平成27年	4月	6日	異議申立人補足意見書受理
平成27年	5月	27日	審査（平成27年度第2回審査会第一部会）
平成27年	7月	2日	審査（平成27年度第3回審査会第一部会）